

島根県報

第一、四九四号
平成十五年八月八日
(金曜日)

目次

規則	島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人事課)	二
告示	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	二
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正	()	四
	島根どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	()	四
	土地改良事業計画の認可(二件)	(農村整備課)	四
	道路の区域の変更	(道路維持課)	四
	道路の供用開始	()	五
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	六
	道路の位置の指定	(建築住宅課)	九
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	九
	男性警察官用冬上衣、冬服ズボン及び冬活動服の製造請負に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	一〇
	冬スーツの製造請負に係る一般競争入札の実施	()	一一
	原動機付自転車の購入に係る一般競争入札の実施	()	一二
選管告示	政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政	()	一二

治団体	政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	一四
治団体	政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	一六
治団体	政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	一七
治団体	政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	一七
治団体	政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	一七

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第八六号)

- 規則の概要
 - 事務の効率化を図るため、次のとおり地方機関の長の専決事項を追加することとした。
- 地域アグリビジネス支援事業に係る事業計画の承認及び変更の承認に関する事務(別表第五関係)
- 地域アグリビジネス支援事業に係る補助金の交付に関する事務(別表第五関係)
- 施行期日
 - 公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十六号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第五支庁及び農林振興センターの項中第二十八号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号地方機関の長専決事項の欄の1中「がんばんる島根農林総合事業」の下に、「地域アグリビジネス支援事業」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域アグリビジネス支援事業に関する事務	1 事業実施計画を承認し、又は変更の承認をすること。
-----------------------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第六百七十六号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年八月八日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年七月十八日から適用する。
- 2 平成十五年七月十八日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け二農経 A 第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の三の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第六百七十七号

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年七月十八日から適用する。

平成十五年七月十八日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年〇・六五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

島根県告示第六百七十八号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年〇・七パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年八月八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、

平成十五年七月十八日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	認 可 年 月 日
八束郡鹿島町土地改良区	七田地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年七月三十日

島根県告示第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	認 可 年 月 日
八束郡鹿島町土地改良区	亀尻地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年七月三十日

島根県告示第六百八十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

条第一項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道の区間		変更前後の別		敷地の幅員		延長	管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称	備考
		後	前	後	前	後	前			
県道	八束松江線	八束郡八束町大字江島一、二番二地先から同町大字馬渡二、四番二地先まで	八束郡八束町大字江島一、二、八番二、二地先から同町大字入江一、二、四番二地先まで	後 一一・〇〇〇 四四・〇〇〇	前 一一・八〇〇 一九・五〇〇	後 六、一七二・七〇	前 四七六・〇〇〇	メートル	松江土木建築事務所	道路改良工事 拡幅 延伸
〃	田所国府線	邑智郡瑞穂町大字市木四一九番七地先から同大字四八〇番四地先まで		後 八・〇〇〇 二三・〇〇〇	前 六・〇〇〇 八・〇〇〇	一九四・〇〇〇	一九四・〇〇〇		川本土木建築事務所	〃 〃
〃	中村津戸港線	隠岐郡西郷町大字中村字早椎ヶ谷ノ一、七〇七番一地先から同大字字池ノ下七五二番二地先まで		後 四・〇〇〇 一八・五〇〇	前 四・〇〇〇 二九・〇〇〇	四九三・五〇〇	四九三・五〇〇		隠岐支庁	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百八十二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道線	静間久手停車場	大田市鳥井町鳥越字迫一六七三番一地从先から同町字新田一〇一四番一地从先まで	五〇三・〇〇〇メートル	平成十五年八月八日	大田土木建築事務所	

島根県告示第六百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

- 一 区域の名称 芋ヶ山
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	加茂	立原		五二一番一	一号
				五一九番三	二号
				五七〇番	三号
				八一六番一	四号
				五一三番	五号
				五一七番二	六号
				五一八番	七号
				五一〇番	八号

- 一 区域の名称 朝日
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	木次	里方		一〇六六番六	一号
				一三二四番一	二号及び三号
				一三一八番一	四号
				一三一五番一	五号
				一〇一八番一	六号
				一〇二二番	七号
				一三二二番二	八号
				一三三三番一〇	九号
				一三二四番一五	十号
				一三二四番一四	十一号
				一〇六六番六	十二号

- 一 区域の名称 上ゲⅢ
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
出雲	上島		手作	五八一番	一号
				五七四番	二号
				五一八番一	三号

三田谷			
大谷	手作	四五七番	四五九番
四一〇一番	五〇七番	四五四番	四四九番
七号及び八号	五〇七番	五〇四番一	四五四番
九号	四〇九八番	四〇九七番	五号
十号及び十一号	四〇九五番	四〇九三番一	六号
十二号及び十三号	四〇九二番一	四〇九二番一	七号及び八号
十四号及び十五号	四〇九二番一	四〇九二番一	九号
十六号	四〇九二番一	四〇九二番一	十号及び十一号
十七号から十九号	四〇九二番一	四〇九二番一	十二号及び十三号
まで	四〇九二番一	四〇九二番一	十四号及び十五号

一 区域の名称 太田？
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次に結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
江津	松川	太田		一七九番	一号
				七〇四番六	二号
				七〇四番一	三号
				七〇三番二	四号及び五号
				一八二番	六号

一 区域の名称 ひばりヶ丘
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
益田	乙吉			イ四九一番二	一号
				イ八五二番三	二号
				イ八五六番一九	三号から六号まで
				イ八五六番二	七号

一 区域の名称 西浜A
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
益田	遠田			三二四八番一	一号
				三二四六番	二号
				三二五七番二	三号
				四〇一九番四	四号
				四〇一九番一	五号
				三二七二番三	六号
				四〇二三番一	七号

一 区域の名称 下都茂
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美都	仙道		四六四番	一号
				四六四番一	二号
				一九七九番一	三号
				一九七八番一	四号及び五号

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
益田	東			ロ六七五番一	一号
				ロ二四三三番	二号から五号まで
				ロ二四二五番	六号
				ロ六二八番一二八	七号から九号まで
				ロ六二八番一五〇	十号及び十一号
				ロ六二八番一六五	十二号及び十三号
				ロ六二八番一二九	十四号及び十五号
				ロ六二八番一六二	十六号

島根県告示第六百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

鹿足郡六日市町大字有飯六四番九

二 道路の幅員

六・〇メートル

三 道路の延長

五九・八三メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び境界ブロックを設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十五年七月三十日 第三号

備考

別紙図面は、益田土木建築事務所及び六日市町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十五年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 島根県障害者スポーツ射撃協会

三 代表者の氏名

伊藤 寛

四 主たる事務所の所在地

松江市雑賀町五九五番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、島根県障害者のスポーツ射撃界を統括し、代表する団体として障害者スポーツ射撃を振興することにより、障害者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障害者の社会的自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌日事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

電話 (0852) 26—0110 内線2235～2236

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年 8月 8日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

男性警察官用冬服上衣、冬服ズボン及び冬活動服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年11月28日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、フックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 島根県内に本店を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690—8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成15年 8月 8日から 8月21日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は午前 9時から午後 5時までとする。)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年 8月25日 (月) 15時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年 8 月 8 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

冬スーツの製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年11月28日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものではないこと。

(3) 島根県内に本店を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690—8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26—0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成15年 8 月 8 日から 8 月 21 日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年 8 月 25 日（月） 15時30分

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

報 告 書

(11) 平成15年 8 月 8 日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年 8 月 8 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

原動機付自転車の購入

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年10月31日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものではないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690—8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26—0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成15年 8 月 7 日から 8 月21日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年 8 月25日（月） 14時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の

届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示

した。

平成十五年八月八日

一 政党

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県大田市・ 邇摩郡第一支部	竹腰 創一	齊藤 寛	大田市大田町大田イ四 四三―一

二 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
藤原ひさこ後援会	藤原 久子	井上 芳美	仁多郡仁多町大字下阿 井一〇八五
日本共産党岩本由美子後援 会	田中幾太郎	安達美津子	益田市高津六一二― 一
金山寿忠後援会	金山 寿忠	石田 周三	大原郡木次町大字木次 二二〇
大田耕士後援会	米津 弘基	大田 滋子	隠岐郡西郷町大字中町 字目貫の四、五三一―
美保関町をおもい、よくす る会	永田 一郎	永田 典子	美保関町北浦九七八
加納仁司後援会	森脇 和夫	加納 弘範	八束郡美保関町大字森 山七二七
石川幸男後援会	石川 幸男	原 順吉	大原郡大東町飯田三七 七
荒木敏衛後援会	板倉 三郎	長谷川賢次	松江市うぐいす台四― 一六

桑原明義支援者会	桑原 明義	桑原 利博	簸川郡湖陵町差海一七 一五―一
福間よしあき後援会	長妻 良昭	岩田 修身	大原郡大東町大字南村 一七四
渡部満憲後援会	渡部 満憲	藤原 義夫	大原郡大東町大字遠所 六七〇
中村敏之助後援会	大西 健吉	谷口 良雄	八束郡美保関町大字北 浦三一五
内田孝志後援会	青木 亨介	内田 宣男	大原郡大東町飯田八 二―一
渡部敏夫後援会	市場 康夫	金山 信夫	大原郡木次町大字上熊 谷七二―一
安原しげたか後援会	飯浜 位夫	安原知加子	大原郡大東町大字大東 一〇八八―七
斐友会	池田 哲夫	永戸 富夫	簸川郡斐川町大字求院 一三八九
み澄みの風(街・人・土) 後援会	平坂 常弘	平坂美美子	那賀郡三隅町岡見五八 〇―一
門脇誠三後援会	安部 健一	小室 年雄	隠岐郡西郷町大字中町 字目貫の一、七
石飛三津男後援会	石飛三津男	石飛直樹	簸川郡湖陵町大字板津 一四一―三
長岡秀人後援会	長岡 秀人	荒木 貫	平田市平田町二四七 一―一
岩佐ゆきお後援会	小林 知男	槻谷 昇	大原郡木次町大字木次 四一九―四
土江良治を励ます会	石原太千男	本田 典弘	大原郡木次町大字東日 登八二三

島根県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 政党

名 称	異動事項	異 動	
		新	旧
自由民主党 島根県医療会支部	代 表 者	上野 良亮	中島 雪夫
自由民主党 島根県邑智郡第二支部	代 表 者	森上 秀雄	三宅 辰造
会計責任者	森上 秀雄		

藤田あきひろ後援会	安部信一郎	秋原 司	八束郡八雲村大字熊野五一八
葉山ひろこ後援会	葉山 泰子	葉山 泰子	八束郡六道町大字六道一四〇七
弘中英樹後援会	弘中 英樹	安達 茂博	益田市乙吉町イ九八一六
石西産業振興政経懇話会	牛尾 郁夫	中尾 攻	益田市中須町五〇七一五
加藤欽也後援会	日野 勝己	加藤 昭美	大原郡加茂町大字岩倉四六一―三
本田哲三後援会	木村 勉	木村 勉	飯石郡頓原町大字頓原村一一九八一―二

二 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動	
		新	旧
野田伝後援会	代 表 者	野田 明男	野田 勲
なぎら和利後援会	代 表 者	柳楽 幸孝	曾田 巖
野津浩美後援会	代 表 者	前川 昌昭	野田 昌平
会計責任者	前川 昌昭		佐々木雅秀

自由民主党 島根県衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党島根県衆議院比例区第一支部	自由民主党島根県第三選挙区支部
自由民主党 川本支部	代 表 者	笠井 良晴	三宅 見徳
自由民主党 浜田支部	代 表 者	大屋 俊弘	小川 博之
自由民主党 島根県歯科医師支部	代 表 者	財間 至宏	恒松 克己
	代 表 者	仲佐 善昭	倉塚 保
	主たる事務所の所在地	邑智郡川本町大字北佐木一五四	邑智郡川本町大字多田一〇八
	会計責任者	森原 忠夫	落合 定信

村上義一後援会		全国エルピーガス政治連盟島根支部	新生会	内藤よしひで後援会	福代秀洋後援会	女性党島根県支局		石飛三津男後援会	原敏夫後援会	全国旅館政治連盟島根支部	角田正紀後援会	湖陵町澄田信義後援会
会計責任者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者
村上 照光	鹿足郡日原町大字扇町一八八一	村上義一後援会	立林 勇郎	藤田 恵子	伊藤 熙司	岸 征男	出雲市大津町二六二八―二六	三原 健史	飯島 一輝	松江市千鳥町五九	花井 深	園山 長俊
村上 義一	鹿足郡日原町大字富田イ三三二―一	村上けいぞうを歩む会	和田 卓也	柳原 正志	高橋 義則	福代 明正	松江市西津田六一―〇―二四	石飛三津男	飯島 淳人	松江市朝日町四八九	青砥 邦之	中島 康男

島根県歯科医師連盟	長岡秀人後援会	良進会	勝部加代後援会	出雲市澄田信義後援会	青山眞一郎後援会	三島治後援会	斐友会	齊藤和善後援会	藤山会	藤原政文後援会	
会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
仲佐 善昭	平田市東福町四一六	森上 秀雄	松江市東津田町五三九―一	出雲市今市町北本町二一五―三	青山 和敏	松江市西津田五一―三九	古川 静男	三保 松男	泉 道夫	藤原 弘道	景山 勉
倉塚 保	平田市平田町二四七一―一	三宅 辰造	松江市寺町一四八	出雲市姫原四一八―三	安達 繁久	松江市南田町二四	永戸 富夫	林 輝雄	大島 武敏	景山 勉	高橋 潔

中原爽島根県後援会	会計責任者	仲佐 善昭	倉塚 保
松江市議会明政クラブ	代表者	後藤 暎一	出川 修治
山口元後援会	会計責任者	田中 弘光	小立 博己
三菱農機労働組合政治活動委員会	主たる事務所所在地	平田市国富町七九七	平田市西平田町一一一一
島根県社会保険労務士政治連盟	代表者	小林 良二	遠藤 渡
			陶山 垂美

島根県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 政党

名 称	解散年月日
自由連合島根県総支部	平成十五年三月二十七日

二 その他の政治団体

名 称	解散年月日
岩谷博後援会	平成十三年一月二十日
遠藤善美を励ます会	平成十四年十二月十五日
坂田幸男後援会	平成十五年四月三十日
篠原克介後援会	平成十四年六月十三日
徳原繁一後援会	平成十五年六月一日
21世紀のひかわを創る会	平成十四年十二月三十一日
藤原幸友後援会	平成十五年三月三十一日
森脇洋二後援会	平成十五年四月二十一日
矢野潔後援会	平成十四年十二月三十一日
吉岡勝三後援会	平成十五年三月二十三日
佐々木恵二後援会益田支部	平成十五年四月三十日
友塚正巳後援会	平成十五年三月四日
荒木敏衛後援会	平成十五年六月十一日

島根県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

牛尾 郁夫	長岡 秀人	池田 哲夫	渡部 満憲	石川 幸男	大田 耕士	金山 寿忠	藤原 久子	届出をした者の氏名
益田市長	平田市長	斐川町長	大東町議会議員	大東町議会議員	西郷町長	木次町議会議員	仁多町議会議員	公職の種類
石西産業振興政経懇話会	長岡秀人後援会	斐友会	渡部満憲後援会	石川幸男後援会	大田耕士後援会	金山寿忠後援会	藤原ひさこ後援会	資金管理団体の名称
益田市中須町五〇七―五	平田市平田町二四七―一	簸川郡斐川町大字求院一三八九	大原郡大東町大字遠所六七〇	大原郡大東町飯田三七七	隠岐郡西郷町大字中町字目貫の四、五三一―	大原郡木次町大字木次二三〇	仁多郡仁多町大字下阿井一〇八五	主たる事務所の所在地
牛尾 郁夫	長岡 秀人	池田 哲夫	渡部 満憲	石川 幸男	米津 弘基	金山 寿忠	藤原 久子	代表者の氏名

島根県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

石橋 良治	三島 治	届出をした者
良進会	三島治後援会	資金管理団体の名称
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	異動事項
邑智郡石見町大字矢上三九〇四	松江市西津田五―二―三九	新
三宅 辰造	邑智郡石見町大字矢上九四九―一	旧
森上 秀雄	会計責任者	異動内容

島根県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

毎週火・金曜日発行

届出をした者の氏名	徳原 繁一	藤原 幸友	友塚 正巳
公職の種類	浜田市議会議員	仁多町議会議員	仁多町議会議員
資金管理団体の名称	徳原繁一後援会	藤原幸友後援会	友塚正巳後援会
主たる事務所の所在地	浜田市港町二八五―七	仁多郡仁多町大字郡村五七	仁多郡仁多町大字鴨倉一九
代表者の氏名	徳原 繁一	藤原 幸友	友塚 正巳

平成十五年八月八日印刷
平成十五年八月八日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江学殿町南

松島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)